

令和6年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和6年9月20日(金曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第44号 財産購入の件(公用パソコン等) [総務・文教]
- 2 議案第45号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 3 議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件 [産業・厚生]
- 4 陳情第1号 帯状疱疹予防ワクチンの任意予防接種費用に対する半額相当の助成制度導入と後の定期接種化後においても50歳以上半額相当を継続維持に関する陳情 [産業・厚生]
- 5 陳情第2号 美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情 [産業・厚生]
- 6 議案第47号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第5号) [予算審査特別]
- 7 議案第48号 令和6年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号) [予算審査特別]
- 8 議案第49号 令和6年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号) [予算審査特別]
- 9 議案第50号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第6号) [予算審査特別]
- 10 認定第1号 令和5年度美唄市一般会計決算認定の件 [決算審査特別]

11 認定第2号 令和5年度美唄市民バス会計決算認定の件 [決算審査特別]

12 認定第3号 令和5年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件 [決算審査特別]

13 認定第4号 令和5年度美唄市介護保険会計決算認定の件 [決算審査特別]

14 認定第5号 令和5年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件 [決算審査特別]

15 認定第6号 令和5年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件 [決算審査特別]

16 認定第7号 令和5年度美唄市病院事業会計決算認定の件 [決算審査特別]

17 認定第8号 令和5年度美唄市水道事業会計決算認定の件 [決算審査特別]

18 認定第9号 令和5年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件 [決算審査特別]

19 認定第10号 令和5年度美唄市下水道事業会計決算認定の件 [決算審査特別]

第3 意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書

第4 意見書案第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

第5 意見書案第12号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書

第6 意見書案第13号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書

◎出席議員（14人）

議 長	谷 村 知 重 君
副議長	楠 徹 也 君
1番	永 森 峰 生 君
2番	伊 原 潤 司 君
3番	江 川 いつみ 君
4番	海 鉾 則 秀 君
5番	古 賀 崇 之 君
6番	吉 岡 建二郎 君
7番	本 郷 幸 治 君
8番	齋 藤 久美夫 君
9番	山 上 他美夫 君
10番	森 明 人 君
11番	川 上 美 樹 君
13番	松 山 教 宗 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 恒 君
副 市 長	土 屋 貴 久 君
総 務 部 長	村 上 孝 徳 君
市 民 部 長	児 玉 ゆかり 君
保健福祉部長	猪 谷 憲 恭 君
経 済 部 長	佐 藤 剛 司 君
都市整備部長	清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長	藤 井 俊 禎 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	上 村 名津美 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長	畑 雄 二 君
農業委員会事務局長	山 下 康 行 君

監 査 委 員	西 尾 正 君
監査事務局長	高 橋 修 也 君

◎欠席説明員

消 防 長	後 藤 博 昭 君
-------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。消防本部消防長後藤博昭君は、公務により欠席いたします。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 松山教宗議員

1番 永森峰生議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第44号財産購入の件(公用パソコン等)ないし順序19、認定第10号令和5年度美唄市下水道事業会計決算認定の件の以上19

件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。まず、議案第44号について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第44号財産購入の件(公用パソコン等)について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第44号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

5年以上経過したパソコンの更新ということで、リサイクル法に沿った処分になると思うが、どのように処分しているのか。また、中に入っている記憶媒体には、個人情報や庁内の様々な資料が入っていると思うが、情報漏えい、個人情報の漏えい防止の観点から、どのような処理が行われているのか、との質疑に対し、古いパソコンについては、専門業者に回収を依頼しており、内部のデータについては、ソフトを使い、上書きして読めなくした上で、物理的に穴を空けたり、プレス機で潰すなど、再利用できないよう処理を行っている。更に、現地でデータ処分に立ち会える体制としており、終了後には証明書を発行してもらうなど、情報漏えい対策を行っている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わ

ります。

●議長谷村知重君 次に、議案第45号ないし陳情第2号について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第45号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第46号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件、陳情第1号带状疱疹予防ワクチンの任意予防接種費用に対する半額相当の助成制度導入と後の定期接種化後においても50歳以上半額相当を継続維持に関する陳情、陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情の以上4件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日及び18日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第45号に対する質疑・答弁について申し上げます。

マイナ保険証移行により廃止となる、現在、交付されている保険証の有効期限について。また、短期証及び資格証の取扱いについて、との質疑に対し、発行済みの健康保険証については、廃止から最長1年間有効とみなす経過措置が設けられており、現行の国民健康保険と後期高齢者医療の保険証については、令和7年7月末の有効期限まで使用できることとなっている。また、健康保険証の廃止に伴い、短期証の仕組みは廃止され、資格証の情報は、マイナンバーカードに紐付けされるが、マイナンバーカードを持っていない方については、プッシュ式で資格確認証を交付することになっている、との答弁がありました。

なお、議案第46号に対する質疑はありません。

んでした。

結果といたしまして、議案第45号及び議案第46号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号带状疱疹予防ワクチンの任意予防接種費用に対する半額相当の助成制度導入と後の定期接種化後においても50歳以上半額相当を継続維持に関する陳情について、本委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、8月30日に議長において受理し、本定例会において、産業・厚生委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、「带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する半額相当の助成制度導入と、高齢者における健康維持、人生100年時代に向けた、かかる医療費の抑制のため、後の定期接種化においても50歳以上半額相当の制度を継続できるよう維持することを求める」といったものです。

審査における、委員からの意見としては、带状疱疹は50歳から80歳までの3人に1人が発症すると言われており、後遺症が残るケースもあることから、発症予防のためのワクチンが有効とされているが、費用が高額なことから接種をあきらめる高齢者がいる実態がある。本市の高齢化率も44%を超えており、更に増加すると考えられるため、市民の健康と生命を守るためにも、带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する助成制度実現に向けて早期に取り組んでいただきたい、との意見がありました。

結果といたしまして、陳情第1号につきましては、採択して市長に送付すべきものとし、

意見としては「願意妥当と認められるので、市民の健康と生命を守るためにも、带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用に対する助成制度実現に向けて早期に善処されたい。」と決定いたしました。

次に、陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情について、本委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、8月30日に議長において受理し、本定例会において、産業・厚生委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、「令和6年度の当初予算に「美唄市国設スキー場整備事業」が計上されているが、貴重な市民の税金を投入して、市の財政状況が悪化し他の事業に影響が出ないか危惧しており、事業の必要性、計画の時期や事業費抑制等について様々な角度から検討し、慎重に議論をしていただきたい」といったものです。

陳情第2号につきましては、美唄国設スキー場整備基本計画等について、今後さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中の審査の議決を求めることと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第47号ないし議案第50号の以上4件について、森予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第47号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第5号)、議案第48号令和6年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)、議案第49号令和6年度美唄

市介護保険会計補正予算(第1号)、議案第50号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第6号)の以上4件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月12日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第47号ないし議案第50号の以上4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、山上決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長山上他美夫君(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和5年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和5年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和5年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第5号令和5年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第6号令和5年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第7号令和5年度美唄市病院事業会計決算認定の件、認定第8号令和5年度美唄市水道事業会計決算認定の件、認定第9号令和5年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件及び認定第10号令和5年度美唄市下水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月13日及び9月17日ないし9月19日の4日間、委員会を招集して審

査いたしました。

委員会の冒頭、市長から補足説明があり、引き続き代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

結果といたしまして、認定第2号ないし認定第10号の以上9件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第1号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第44号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第44号財産購入の件(公用パソコン等)**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第45号ないし陳情第2号について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第45号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第47号ないし議案第50号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第47号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第5号)ないし議案第50号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第6号)の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

6番吉岡建二郎議員

●6番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。以下、その理由と意見を端的に申し述べます。

令和5年度における美唄市一般会計決算は、歳入215億633万5,263円、歳出209億6,090万8,970円、差引き5億4,525万6,293円となり、翌年度に繰り越す543万円を除き、5億3,999万6,293円の黒字となっています。

反対の大きな理由といたしましては、大本にある政府予算があります。社会保障費を大幅に削減、1,500億円自然増が削減されていると言われています。大改革を進めると、岸田内閣の下での令和5年度予算は前年から比べても、一層国民に冷たいものとなっていました。

その結果が今の岸田内閣の支持率にも表われています。そういった中で、本市の令和5年度予算執行に携わった関係職員の皆さんには、大変なご苦勞があったことは決算書からも十分読み取ることができました、改めて敬意を表します。令和5年度美唄市一般会計決算認定の件、こちらの全面的に反対ということではありません。ほとんどの事業、取組は賛成できますし、決して余りあるとは言えない予算の中で、市民生活をよりよくしていくための取組、工夫が見てとれます。第7期美唄市総合計画前期基本計画のまちづくり成果指標を見ても、令和5年度目標の達成に向けて、様々な事業において努力の跡が見える決算となっていることは言うまでもありません。

しかしながら、そういった中で私が非常に

残念に思っているところは、公共施設の更新について、早期の議論が全く進んでいないということです。令和5年度決算を見ても、公民館、市民会館や図書館といった本市の大変老朽化している社会教育施設の更新については、何ら具体的な話が出てきていません。もうタイムリミットは近づいてきています。現状維持では限界が来ていることは皆さんも分かっているはずです。実際に利用されて、カビ臭い、夏場非常に暑い、こういった使っていくこともできなくなるかもしれないような状況にも関わらず、計画を見直すことはせず、具体的な議論に入る段階にすら立っていないということは、あまりにも先延ばしが過ぎるのではないのでしょうか。早期に具体性を持った議論を開始し、市民ニーズに応えることのできる時代に合った施設整備がなされることを求めます。また、社会教育施設との複合化ということを考えれば、この議論が具体的なものにならない限り、この庁舎の建替えも前に進んでいかないと考えています。庁舎については、昨年度の決算の反対討論でも大きく触れましたが、老朽化と、そして耐震化がなされていないということ、この喫緊の課題が大きな問題です。是非とも、庁舎と社会教育施設の今後の在り方について、現状維持ではない考えの上で、議論の俎上に早期に上げていただくことを求めます。

以上、認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件について、認定に反対の理由と意見を申し述べ、討論を終わりとします。

●議長谷村知重君 10番森明人議員。

●10番森明人議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和5年度美唄市一般会

計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

令和5年度においては、第7期美唄市総合計画前期基本計画の3年目として、総合計画に掲げる都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けた取組を着実に推進しながらも、物価高騰の影響が市民全体に及ぶ中、市民の暮らしを守る取組を求められてきたところであります。こうした中で執行された令和5年度一般会計の決算は、歳入総額215億633万5,263円に対し、歳出総額は209億6,090万8,970円で、歳入歳出差額では、5億4,542万6,293円となり、翌年度に繰り越すべき財源543万円を除く、実習収支で5億3,999万6,293円の黒字決算となっております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率についても、令和4年度決算と比較して、実質公債費比率で0.6ポイント、将来負担比率では2.3ポイントの改善が見られております。決算での黒字確保と健全化比率の数値の改善は、市民の皆様に深いご理解と協力の下、事業の選択と集中による効率的な事業執行に努めたことによる経費の節減や、ふるさと納税寄附金の当初予算に対する増収分を原資とした各特定目的基金の積み増しによるものであり、結果として、本市が抱える様々な課題解決に向けた財源の確保が図られたことは、関係職員の地道な取組の成果であると評価するものであります。理事者各位におかれましては、さらなる財政の健全化、持続可能な財政運営の確立に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

ます。

賛成理由について、主な施策の取組について申し上げますと、地域コミュニティでは集落支援員による地域の支援体制維持に向けた取組に加え、新たに地域住民の自主的な活動に要する経費の一部を補助する「地域つながりサポート事業」を創設するなど、地域コミュニティの再生及び活性化に向けた取組を推進されました。また、コロナ禍における物価高騰対策としては、物価高騰の影響が市民全体に及んでいることを受け、水道基本料金の減免をはじめ、プレミアム付き商品券の発行に合わせて、市民一人につき1万円の給付金を支給する「美唄市物価高騰対策臨時特別給付金支給事業」のほか、子育て世代や低所得者の世帯等への特別給付金の支給や、農業者に対する支援金の支給など、国の施策との連動、あるいは市独自の取組を迅速かつ的確に実施されました。また、物価高騰対策のほか、本市の抱える様々な行政課題の対応についても着実に進められたものと評価するものであります。まずは、地域医療についてであります。最重要課題でありました市立美唄病院建替えにおいては、実施設計に基づき、令和5年3月に着手した新病院本体工事を年度内に終え、本年5月からは新病院による診療がスタートしているところであります。また、本市の基幹産業である農業については、農業、農村の将来にわたる持続的な発展を目指し、「第3次美唄市農業ビジョン」に基づき、農地基盤整備やスマート農業などの各種施策や農商工連携による経済振興対策に取り組まれたほか、都市基盤整備では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に対応した

道路や橋梁、河川整備の実施など、市民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に推進されました。また、子育て支援では、不妊治療費の一部助成や医療費全額助成の満18歳までの引上げ、学校給食費無償化の継続など、妊娠や子育てに関する経済的な負担軽減策に取り組まれました。このほか、市民の皆様との協働の下、市民福祉の向上と地域の活力づくりのための施策に積極的に取り組まれ、総合計画を着実に推進されたものと認識しているところであります。今後におきましては、ふるさと納税制度の動向も含め、地方財政を取り巻く不透明な環境を背景に、本市の財政運営は難しい舵取りを迫られているものと認識しておりますが、市長の力強いリーダーシップの下、地域課題の解決や多様化する市民ニーズへの対応と、健全な財政運営の両立を図るべく、職員一丸となって取り組まれますよう期待するものであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件について、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加します。

私の立場は認定に反対であります。以下、その理由と若干の意見を述べます。

令和5年度において、決算は歳入総額215億633万5,000円、歳出総額209億6,090万9,000円、そして、歳入歳出差引き額5億4,542万

6,000円、そこから翌年度繰り越すべき財源543万円を除く実質収支額5億3,999万6,000円の黒字となりました。また、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定する健全化判断比率については、令和5年度の各比率は全て基準を下回っているものの、令和4年度決算に比較して、実質公債比率で0.6ポイント減少しているが、令和5年度と令和4年度の単年度の比率では、令和5年度は1.3ポイント上昇しており、将来負担比率については、令和5年度は令和4年度に対し、2.3ポイント減少したものの、これらは、いずれも早期健全化基準を下回り、健全化法上問題ないことを確認いたしました。これらについては、市民の皆様の深い理解とご協力の下、令和5年度の予算執行に当たり、職員の皆様のたゆまぬ努力のおかげであると思うものであり、職員各位におかれましては、引き続き、さらなる財政健全化に向け取り組んでいただくことを願っております。

しかしながら、私が認定を反対する大きな理由といたしますのは、執行済みの決算の不透明性と、それに起因する不信感を抱いてしまったからであり、これを看過してしまうことは、今後の住民が置き去りにされ、市政の信頼を欠いてしまうことを恐れるためであります。以下、その点について申し述べます。

現在、本市は地元企業であります大手町地所との間に訴訟問題を抱えております。これは、下水道公共事業において発生した建設発生土を一旦、大手町地所の所有する南美唄地区の土地に仮置きし、搬出した際には、その土地を原状回復し、返却するという契約履行時に起きた事案で、仮置きした土砂の搬出を

妨害するために、その搬出口に車両を長期間置かれ、そこで使用していた重機と敷鉄板をその場に残地せざるを得なくなり、それによって不必要に長引いた期間の重機及び敷鉄板のリース料の損害賠償を求めるものでした。そして、訴えを起こす際に、私たち議員は金額を含めた詳細な説明を受け、和解ありきではなく、訴訟の意思を貫くと確認をしております。その後、南美唄地区から運び出した土砂は、市の所有地である人材開発センター裏に搬入されたわけではありますが、こちらにおいても、不必要とされる冬季間、重機や敷鉄板が置き去りになり、不必要な期間のリース料が支払われていることが分かりましたが、その金額について確認しようとしても、執行部からは「大手町地所とは係争中であり、答弁は控える」という回答以外もらうことができませんでした。前述の南美唄地区の仮置場についての訴訟の説明は受けており、その賠償金額も聞いております。しかし、搬入先の人材開発センター裏におけるリース料については、どのように訴訟と関係するものなのか。追加の訴訟が必要なのか、必要ないものなのか。リース料はいくらかかっていたのか。全てが明らかにされておりません。私は、これまで幾度となくこの問題を追及してきましたが、今回の決算審査特別委員会においても、さらにその書面審査においても、ついに明らかにされることはなく、意図的にこの事案の調査、審査ができないようにしているのかと思わざるを得ないような対応でありました。決算審査とは、予算執行の妥当性、効率効果性、有効性が保たれているかを審査するものであります。現在、係争中に関わる事案の内

容は当然明らかにされておりますが、しかし、人材開発センター裏における重機等のリース料や契約については明らかにされない。これでは、私は、市民の負託を受けた責任が果たせません。私は協働のまちづくりにおいて、市政は、独善に陥ることなく、公正性があり、透明性を欠いてはならないものであると思っております。信頼性を失っては協働のまちづくりができないのであります。結果ありきでなく、結果に行き着くまでのプロセスが大事であり、そして市民の納得いくまちづくりをしていかなければならないのであります。

それらを十分考えた上で、この認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定について、反対するものであり、どうか賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の討論を終わります。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第1号令和5年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第2号ないし認定第10号の以上9件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上をもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号令和5年度美唄市民バス会計決算認定の件ないし認定第10号令和5年度美唄市下水道事業会計決算認定の件の以上9件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、意見書案第10号義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書ないし日程の第6、意見書案第13号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の以上4件を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

意見書案第10号ないし意見書案第12号の以上3件について、3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第10号ないし意見書案第12号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の拡充など
教育予算の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確

保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。教育の機会均等を確保するためにも、この制度を堅持し、国の負担率を現行の1/3から1/2に復元することが必要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化の解消は不可欠です。

文科省の調査では、小・中学校の要保護・準要保護率は、全国平均で7人に1人、美唄市では5人に1人の割合となっており、保護者の経済状況は、依然として厳しい実態にあります。

さらに、経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させる必要があります。

このため、国においては、義務教育費の完全無償化、義務教育費国庫負担制度の拡充など、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

1 国の責務である教育の機会均等を担保するため、義務教育費を完全無償化するよう取り組むとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、その負担率を1/2に復元すること。

2 地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員の定数改善のため必要な予算の確保・拡充を図るこ

と。

3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消に向け取り組むとともに、就学援助制度・奨学金制度の充実に向け、予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月20日

北海道美唄市議会

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークの整備が必要不可欠であります。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定的し

た除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要であります。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進す

ること。

4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

6 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月20日

北海道美唄市議会

新型コロナウイルス感染症に対する

経済的な負担軽減を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年の5類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が2024年3月末で終了しました。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要です。しかしこの間、窓口負担の経過措置終了により、抗ウイルス薬は約15000～約30000円(3割負担の場合)にもなる高い自己負担を理由に処方を受ける傾向が広く生じていると報道されています。

また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も、65歳以上と60～64歳で重い基礎疾患を持つ場合は最大で7000円、それ以外の場合は15000円程度になると言われており、ワクチン接種を希望しても高額のために接種できない場合が出ることも懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し命と健康を守るために以下のとおり要請します。

記

1 新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行い、タミフルなど他の感染症で用いられるものと同水準とするなど、新たな公費補助を創設すること。

2 高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要

な予防手段であり、経済的負担から接種を諦めることのないよう負担軽減の制度を創出し、自己負担を減免すること。

3 ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報提供を行い、国民の疑問に応えること。副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第13号について、5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第13号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、

円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。さらに、世界的な気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されています。

こうしたなか、制定から 25 年が経過した農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」は、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条文の一部を改正し、今国会で成立しました。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得しがたいとの声が上がっています。今後、来年 3 月までに改訂する基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっています。

また、適正な価格形成については、需給や品質を反映して値決めする基本は維持し、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねることから、生産現場が求める再生産可能な価格形成となるかは不透明であり、生産コストを補えない分は所得補償制度の導入などが求められています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本

計画の改訂など改正基本法の実効性確保などについて、下記事項を要望致します。

記

1 改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。

2 適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを賄えない恒常的な赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

3 我が国最大の食料供給地域である本道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置付けるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、産業政策と地域政策を車の両輪として一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組みなど農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第10号ないし意見書案第13号の以上4件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第10号義務教育費国庫負担制度の拡充など教育予算の充実を求める意見書ないし意見書案第13号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書の以上4件は、原案のとおり可決**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和6年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前11時01分 閉会

